

Title	童殿上の成立と変容：王權と家と子ども(上)
Sub Title	The origin and evolution of the "warabe tenjo" : royal power and "ie" and children (1)
Author	服藤, 早苗(Fukutou, Sanae)
Publisher	三田史学会
Publication year	1997
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.66, No.4 (1997. 7) ,p.33(509)- 53(529)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19970700-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

童殿上の成立と変容——王権と家と子ども（上）

服 藤 早 苗

序章

第一章 童殿上の成立

第一節 九世紀にみる王権侍奉童たち

第二節 王権侍奉童の分類

第三節 童殿上の成立

（以上本号）

第二章 殿上童の実態

第一節 殿上童の昇殿儀次第

第二節 殿上童の資格

第三節 殿上童の任務

第三章 殿上童の意義

第一節 殿上童道綱

第二節 殿上童の元服

終章

（以上次号）

左大臣道長の長男である鶴君が昇殿を許されたので、行成は、道長の命により名簿を一枚書いた。一枚は東宮へ提出する分、もう一枚は内裏へ提出する分、そのうち内

長徳四年（九九八）十一月十九日、三十三歳の左大臣藤原道長の長男である七歳の鶴君に童殿上が許された。当時蔵人頭だった藤原行成はその日記『權記』に以下のように記している。

鶴君「田つ」可昇殿、依相府命、書名簿一枚 □枚東宮料、一枚内料□、即給予、為奏聞也、大臣參内給、候御共、即奏名簿、□□下給、即下出納允政、令權左中弁（藏人）、付簡（小舎人蔭）藤原朝臣頼□（へへ内は割註）^{〔1〕}

裏へ出す分は藏人頭である自分に給わつた。天皇に奏聞するためである。その後、道長と一緒に参内し、名簿を

天皇に奏上した。その名簿は（不明）に下され、さらに出納允政に下し、藏人權左中弁藤原説孝が日給簡に付した。その簡には「小舎人蔭（孫）藤原朝臣頼（通）」と書かれてあつた、とある。

さらに、道長の命により行成が書いた名簿は、嘉承二年（一一〇七）四月十日の『中右記』に書き留められている。この日、関白藤原忠実の若君忠通が院の昇殿を許され、名簿が奉じられたからであるが、以下のように書かれている。

蔭孫藤原朝臣忠通、

嘉承二年四月十日

書様如此

長徳四年宇治殿童殿上時名簿書様（行成書之）

蔭孫藤原朝臣頼通、

故前太政大臣（孫）

長徳四年 月 日

大殿并二条殿殿上時名簿同之

當時殿下応徳元年殿上名簿書様

蔭孫藤原朝臣忠実

関白孫、

応徳元年 月 日

此若君康和元年十二月昇殿、

蔭孫藤原朝臣忠通

前関白孫、

康和五年十二月 日

今度依長徳例、可被書之処、大殿以當時殿下御養子、仍可被書前太政大臣孫、然而応徳元年御昇殿時、被注

関白孫、仍□後可相違、然則只注御名并年（欠文⁽²⁾カ）

長文を引用したのは、院政期において、宇治殿たる藤原頼通が童殿上を許された際の名簿が、先例として貴重な意味を持つていたことが伺えるからである。さらに、大殿師実、後二条師通、関白忠実、忠通と、頼通—師実—師通—忠実—忠通のように、直系五代が名簿を奉呈し、童殿上を許されていたことが判明する。

さて、行成が書いた頼通の童殿上名簿に戻ると、まず名簿が東宮と内裏に奉じられたこと、内への名簿は、藏人頭が奏聞し、出納に下され、弁藏人によつて、「小舎人蔭（孫）藤原頼（通）」と書かれた日給簡が付されたことなどが判明する。「鶴」という幼名だった童に、この時、頼通という成人名がつけられたのである。

この成人名に関しては、九世紀以降、貴族層では、普通元服と同時に成人名がつけられるが、上級貴族層では、昇殿・宮出仕・親王宣下・叙爵などが改名の契機になつており、公的機関に登録する必要がある際に正式な成人名が必要とされ、公民層（庶民層）でも十世紀には、公民的身分標識としての成人名が不可欠となつていった、とされている。⁽³⁾ この頼通の場合も、童殿上の許可による名簿奉呈のために、成人名が必要とされたのである。もつとも、長保五年（一〇〇三）二月二十日頼通が元服するまでの間、道長の『御堂関白記』には頼通が四回出てくるが、たとえば、「田鶴惱事、渡道貞家」（長保元年七月十八日）、「上野守（介）頼信奉馬五疋、一疋鶴駒也」（同九月一日）のように、幼名で記述してある。元服以後は、「頼通」と成人名で記すか、官職名で記しているのと対照的である。ただし、天皇の日記や公的文書では、殿上童はすべて成人名で呼ばれており、公的場と私的場での名前の相違も興味深い。この点については別に詳論する。⁽⁴⁾

この童殿上については、高橋秀樹氏が①十世紀半ばに童殿上の例があること、②平安末期の摂関家では、七歳で童殿上、十一歳で元服という家例ができること、③十

二世紀には摂関家以外でも童殿上の例があることなどを簡単に述べられているが、詳細な分析はなされていない。⁽⁵⁾ また、童殿上の成立時期や、童殿上者の範囲などについてはもう少し検討する必要があると思われる。十世紀から十一世紀に盛んに行われた歌合せや、物語・記録類に多く登場する殿上童にもかかわらず、研究に着手されていないのが現状といえよう。本稿では、この童殿上の成立や変容を示す史料を博搜し、史料分析を加え、その役割や意義などを検討するのが第一の課題である。

さらに、前述の頼通童殿上でもうひとつ注目されるのは、頼通の翌年誕生の頼宗は、六年後の寛弘元年（一〇〇四）七月二十九日によく東宮童殿上が許されている点である。頼通は正妻源倫子を母に持ち、頼宗は次妻源明子を母とする異母兄弟だったことが要因と思われる。⁽⁶⁾ ただ、長保三年（一〇〇一）一条天皇出席のもとで行われた東三条院四十算賀には、頼通と頼宗の二人が童舞をしているから、頼宗も内裏の殿上間への出仕である内の童殿上はそれ以前に許されていたと推察されるが、東宮の童殿上が六年も遅れた事からして、内の殿上が同時期だったとは思えない。童殿上には、摂関家の中でも嫡庶の差異があることも検討にあたらしいよう。さら

に、摂関家以外の子どもたちは何時、如何なる条件のも

とで、童殿上が許可されたのであろうか。家格による子どもの序列化と、身分差もまたひとつの課題である。

清涼殿の殿上間に昇る資格を特定の官人に与える昇殿制は、弘仁朝に成立し、宇多朝以降に整備されたとされるが、それは天皇との直接的な人格的身分的臣従関係と

⁽⁸⁾ いう構成原理が公的に導入されたのであり、公卿・殿上

人という特権階級である「宮廷貴族」を作りあげた。その際、子どもにも特権階級を継承する存在として同様な昇殿制が適用されたのではないか。宮廷社会の成立過程を子どもの存在形態から分析する事もできるのではない。王権と子どもの関係、この点がより重要な課題である。

註

(1) 史料纂集『權記』(以下同書より) 長徳四年十一月十
九日条

(2) 『増補史料大成中右記』嘉承二年四月十日条

(3) 飯沼賢司「人名小考」(『莊園制と身分制』東京堂出版、

一九八四年)、同「女性名から見た中世女性の社会的地位」(『歴史評論』四四三号、一九八七年)。

(4) 拙稿「童殿上の成立と命名」(前近代女性史研究会二十周年記念論文集『家・社会・女性—古代から中世—』

吉川弘文館、掲載予定)

(5) 高橋秀樹「京の子ども、鎌倉の子ども」(『鎌倉』七十四号、一九九四年)。なお、加藤理『「ちご」と「わらは」の生活史』(慶應通信、一九九四年)では、童殿上のことを論じているが、先行研究をほとんど検討しておらず、史料も文学作品の事例を何例か上げるだけであり、詳細な分析ではない。一般向けと思われる所以、本稿では詳細な批判は行わない。

(6) 摂関家の正妻と次妻腹の子どもの昇進等待遇が大きく相違する点については梅村恵子氏の「摂関家の正妻」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)が詳細に検討されている。ただし、童殿上に関する正妻腹と次妻腹の待遇差の指摘はない。

(7) 『大日本史料』第二編之四、長保三年十月九日条。算賀については、村上美紀「平安時代の算賀」(『寧樂史苑』四十号、一九九五年)参照。

(8) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年。

(9) 今正秀「王朝国家宮廷政治の編成原理」『歴史学研究』六六五号、一九九四年。

第一章 童殿上の成立

第一節 九世紀にみる王権侍奉童たち

まず、童殿上成立の前提として、九世紀、天皇の周辺で任務を果たす童たちのうち、名前や経歴が判明する実

際の史料を取り上げ、実像を検討しておきたい。その人物たちを検討することにより、どのような要因によつて天皇周辺の児童たちを限定する童殿上が要請され、成立するのかを解明する糸口が得られると推察されるからである。

①菅原清公

承和九年（八四二）十月十七日、文章博士従三位菅原朝臣清公の薨伝には、次のような記事がある。

故遠江介従五位下古人の第四子なり。父古人は儒行世

に高く、人と同ぜず、家に余財なく、諸児寒苦す。清

公年少よりほぼ経史に涉る。延暦三年詔して東宮に陪せしめ、弱冠奉試し、文章生に補す。学業優長にして、秀才に挙し、十七年対策登科し大学少允に除し、二十一年遣唐判官に任ず（以下略）（『続日本後紀』）

この薨伝の末尾に、「薨時年七十三」とある死亡年齢か

らして、清公の出生は、宝亀元年（七七〇）であり、延

暦三年（七八四）、桓武天皇の詔によつて東宮に侍し、

東宮の諮詢に応じる役である「奉試」になつた時、十五

歳だったことになる。九世紀までの貴族官人層の元服年齢が十六歳であることから勘案して、清公は元服以前の

童の身で東宮に侍したことが伺える。なお、この東宮は

延暦二年の段階では、翌年種継暗殺事件で嫌疑が掛けられ、乙訓寺に幽閉されたため、食を断ち、淡路国に配流途中で没した早良親王である。しかし早良親王はすでに三十六歳であり、弥永貞三氏の指摘通り十一歳の安殿親王のことであろう。⁽²⁾ 清公は影響を受けることなく、二十歳で試を奉じて文章生になり、後に遣唐使として入唐して、弘仁九年（八一八）の儀式や衣服の唐風改革を積極的に押し進めた事などからして、嵯峨天皇に重んじられている。

②橘岑繼

貞觀二年（八六〇）十月二十九日の正三位中納言橘朝臣岑繼の薨伝は次のようになつてゐる。

贈太政大臣正一位清友朝臣の孫、而して右大臣贈従一位氏公朝臣の長子なり。氏公朝臣、是れ仁明天皇の外舅なり。岑繼の所生は、是れ仁明天皇の乳母なり。故

天皇竜潜の日、藩邸に陪し、ようやく寵幸を蒙る。

（中略）少年愚鈍、文書を好まず、天皇その無才を見て、嘆きて曰く。岑繼、地これ大臣の孫、帝の外家なり。

もし、才識有らば、公卿の位、庶幾わくば、企とすべきなり。なんぞ、書を読まざる事はなはだしきや。岑繼ひそかに聞きて、心に慙恐し、節を改め、精を励

まし、師に従い書伝を受け学び、ほぼ意旨に通ず。天長六年内舎人となる。（『三代実録』）

岑繼の父氏公は、仁明天皇の生母橘嘉智子の兄弟であり、また生母は田口繼丸の女で、仁明天皇の乳母（『尊卑分脈』）だつたゆえ、幼少から仁明天皇の邸宅で近侍していたという。薨時の年齢五十七歳から逆算して、延暦二十二年（八〇四）生まれに成るから、内舎人に成ったのは二十六歳ということになり、幼少期の具体的役割は不明であるが、外戚等の子どもとして幼少より東宮に侍していったことが伺える。

③菅原是善

天慶四年（八八〇）八月三十日、參議從三位菅原朝臣是善の薨伝には次のように記されている。

（前略）是善は幼くして聰穎にして、才学日に新し。弘仁の末、年甫十一、徵されて殿上に侍し、常に帝の前において書を読み詩を賦す。（後略）（『三代実録』）是善は、①菅原清公の第四子である。薨年六十九歳となるから、弘仁三年（八一二）出生となる。十一歳の時、すなわち弘仁十三年（八二二）から、聰明との聞こえがあり、殿上に近侍していたあるから、嵯峨天皇時代であり、嵯峨天皇に近侍し、書を読み、詩を賦した事にな

る。その後、文章得業生、大学助、文章博士、東宮学士等を経て、大学頭になり、父の任じなかつた参議に昇進している。父一子による幼少からの天皇への侍奉といえよう。

④紀有常

元慶元年（八七七）正月二十三日、從四位下周防守紀朝臣有常が卒した。その卒伝には、次のように書かれている。

正四位下名虎の子なり。性は清警にして、儀望あり。少年より仁明天皇に侍奉す。承和中撰ばれて左兵衛大尉を挙げ、（中略）卒時六十三歳（『三代実録』）

紀有常は弘仁六年（八一五）生まれとなり、仁明天皇が即位した天長十年（八三三）⁽³⁾には十九歳となり、少年とはいえない⁽⁴⁾ので仁明天皇の即位以前からの侍奉と思われる。父紀名虎は正四位下右兵衛督ながら、娘種子は仁明天皇の更衣に、静子は文徳天皇の更衣となり、惟高親王・惟条親王・怡子内親王・述子内親王・珍子内親王等の母となつた。有常自身はさほど転昇しなかつたが、姉妹の縁で親王時代から侍奉していたものと思われる。

⑤橋貞根

貞觀十五年（八七三）八月二十八日の橋朝臣貞根の卒

伝は次のように記されている。

貞根は左京の人なり。越中守從五位下宗嗣の子なり。

鬢髪にして、身長わずか五尺腰囲甚大なり。幼年より嵯峨太上天皇に侍奉し、頗る恩幸を蒙り、人となるに及ぶ。年二十五、承和五年六月撰ばれて從五位下を授く。(中略) 年五十八。才学なし。常に嵯峨の南北両宮に侍し、また、仁明天皇の外戚なり。故に、名位稍進す。(『三代実録』)

没年の五十八歳からして、貞根は弘仁七年(八一六)生まれとなる。『尊卑分脈』には、橘宗嗣も貞根もでてこないが、「仁明天皇の外戚」からして、仁明天皇の母であり嵯峨天皇の皇后である橘嘉智子の親族と考えて間違いないと思われから、宗嗣が嘉智子の兄弟であり、貞根は仁明天皇の従兄弟であろう。「幼年より、嵯峨太上天皇に侍奉」とあるが、嵯峨天皇の在位期間は、大同四年(八〇九)から弘仁十四年(八二三)であり、貞根は〇歳から八歳となる。退位後の嵯峨太上天皇時代は、弘仁十四年から承和九年(八四二)、貞根は八歳から二十五歳となる。文字通り嵯峨太上天皇時代、八歳頃の幼年から橘嘉智子の甥として嵯峨の南北宮に侍奉していたのであろう。ただし、せっかく親族として遇されても、無才

であったが故に、從四位上のまま没したのである。

⑥高橋文室麻呂

貞觀六年(八六四)二月二日、從五位下越後介高橋文室麻呂の卒伝である。

備前掾正六位上彦公(中略)、彦公は文室麻呂の父なり。文室麻呂は、年九歳、嵯峨太上天皇に事え、天皇自ら鼓琴を教う。その伎日に長け、他の教習の者、相及ぶことあるいはなし。よつて、文室麻呂の号を賜りて琴師という。十六歳で、始めて元服を加え、便ち藏人となる。太上天皇崩後、仁明天皇、徵して藏人となる。ついで常陸大掾を押し、右兵衛大尉にうつる。勅ありて、鼓琴を諱へ「光孝天皇」親王に教え奉る。(中略) 卒時、四十九。文室麻呂は、能琴の名を当時に冠す。嘗て文德天皇及び清和太上天皇、徵して殿上に侍せしめ、師となし、琴を弾くを学ぶ。四代に歴任し、

頗る寵幸を蒙り、(下略)。(『三代実録』)

卒伝には四十九歳とあるから、弘仁七年(八一七)生まれとなる。九歳で嵯峨天皇に仕え、十六歳で元服し、元服と同時に藏人となつているから、九歳から十二歳までは、藏人ではなく、童として嵯峨太上天皇に仕えたのであろう。鼓琴をよくする故に「文室麻呂の号を賜つた」

とあるが、元服時なかどうかは不明である。ただし、太上天皇から名前を下賜されたことは注目しておきたい。嵯峨太上天皇、仁明・文徳・清和の四代天皇の鼓琴師であつたというが、卒時の位階は従五位下でしかなかつた。また父は、正六位上であり「貴族」でさえなかつた。このような、いわば中下級技能官人クラスも幼少から天皇に侍奉していたことがうかがえる。

(7) 藤原有貞

天皇の寵姫と私通したことで名高い藤原有貞⁽⁵⁾は、貞觀八年（八七三）三月二十六日の卒伝には、次のようにある。

右大臣贈從一位三守の第七子なり。年童齋にありて、仁明天皇に侍奉す。姉女御たるによつて、寵狎を蒙る。弱冠に及び、承和十一年從五位下を授く。丹波介を挙す。十二年後宮の寵姫に私通の疑いを見、出て常陸權

介と為る。（『三代実録』）

有貞は、卒年四十七歳からして、生年は天長四年（八二

七）である。仁明天皇の在位期間からして七歳から二十四歳まで侍奉してゐたことになる。従五位下は承和十一年（八四四）、十八歳だつた。九世紀前期までは、臣下のうち十代で叙爵したのは、延暦四年（七八五）十八

歳で叙爵された贈正一位左大臣種継の子藤原縵麻呂、延暦十年十八歳で叙爵した故贈太政大臣正一位藤原百川長子緒嗣⁽⁷⁾、延暦十五年十九歳で叙爵した緒嗣の弟繼業、承和二年（八三五）十八歳で叙爵した有貞の兄仲統⁽⁹⁾（父三守は當時大納言従二位）、齊衡元年（八五四）十九歳で叙爵された正二位良房の猶子藤原基経⁽¹⁰⁾、以上の五人しかいない。有貞兄弟が優遇されたのは、父三守よりも姉貞子の仁明天皇からの寵愛によるところであろう。貞子は、「風容甚だ美しく、婉順にして天に至る。（中略）后位に登らずといえども、宮闈権勢これと比するなし。」⁽¹¹⁾、と評されたほど、仁明天皇に寵愛され、仁明天皇と同墓域に埋葬された寵姫であつた。有貞の場合には、姉妹のお陰で天皇に幼少から侍奉し、當時としては異例の若年叙爵を果たした、といえよう。

(8) 藤原基経

『大鏡裏書』「昭宣公幼童時求出作爪事」には、「古老伝」として次のような興味深い記事が載つてゐる。

古老伝えて云く。故宮内卿済光云く、伝へ聞く、承和天皇（仁明）芹河に行幸の日、琴を弾ぜしめんが為に、仮爪を造りて、随身す。而して途中にたちまち紛失の由を悟る。求めんが為に使うべき人を思量す。昭宣公、

童名手古、この日扈従なり。上、その賢息の趣を知り、

皇子心に押して之を召し、密かに仰せて云く（後略）。

（『群書類従』⁽¹³⁾）

基經に探しに行かせたところ、仮橋の下で下馬して爪の包みを見つけ、天皇に差し出すと天皇は歓喜し、以後恩寵がますます深くなつた、と続いている。『大鏡』本文には、「昭宣公童殿上にて仕まつらせたまへりけるに」（『大鏡』下基經伝）、とあり「童殿上」との文言があるが、これは『大鏡』成立当時の用法であり九世紀中頃には「童殿上」との用語は未成立と思われる（成立時期については後述）。しかし、幼少で従つていた基經が爪の探索を命じられ、これを求められたら伽藍を立てようとな願を掛け、探し出せたので極楽寺を建立した、と成つている幼少での扈従そのものは背景が存在したのであろう。

承和三年（八三六）生まれの基經（『公卿補任』等）

が同行した芹河行幸の日時は記載がないが、承和十一年（八四四）十月の「水沼野及び芹河に行幸す」⁽¹⁴⁾が仁明朝の芹河行幸としてみえる唯一の記事である。この時だとすると、基經は九歳になる。⁽¹⁵⁾ いずれにしても、幼少で天皇に従つていた事実は間違いないであろう。「童名は手古」とあつて童名のほうが記載されていることにも注目しておきたい。

童名手古、この日扈従なり。上、その賢息の趣を知り、

皇子心に押して之を召し、密かに仰せて云く（後略）。

（『群書類従』⁽¹³⁾）

（『江談抄』四）

九歳とは、承和十三年（八四六）のこととなり、仁明天皇時代である。広相も童名のほうが記載されている。

（⑩）藤原時平

元慶二年（八七九）十一月十一日、清和太上天皇が母太皇太后藤原明子に献物を捧げた宴で、太上天皇は童親王に舞を舞わせたが、その時右大臣藤原朝臣男児一人が同じく舞に預かつた。⁽¹⁷⁾

太上天皇、太皇太后宮において献物し、雅樂樂を挙ぐ。太上天皇童親王を舞わせしむ。右大臣藤原朝臣男児一人預かる。（『三代実録』）

（當時、時平は八歳であつた。父基經は、摂政右大臣従二位であり、隠然たる勢力を持つており、時平は親王と同列の特別扱いを受けていたことが伺える。さらに、この時、時平には基經の時と同様名前が記載されていない事に注目しておきたい。）

(11) 平時望

仁和四年（八八八）十月二日、雅院において作詩会がおこなわれた。

雅院において、殿上侍臣をして詩を作らせしむ。小童時望詩を上る。（『日本紀略』）

時望は、元慶元年（八七七）出生だから、この時十二歳⁽¹⁹⁾となる。十二歳の小童が、殿上侍臣と一緒に東宮雅院で⁽²⁰⁾の詩作の宴に列席して詩作したこと、その際童名ではなく、すでに名前を持つていたことに注目しておきたい。

(12) 源敏相

寛平元年（八八九）四月十九日、殿上で賭弓の負態が開催され、童舞が進められた。

（前略）小舎人源敏相舞う、骨というべきなり。よつてまた祿を賜う。又太政大臣息忠平齡始めて十歳、舞をなす。騰躍迅速にして、節違わざるなり。又祿を賜うと云々。（『小野宮年中行事』所収宇多天皇日記）

源敏相は、人康親王の孫であるが、年齢は不詳である。

ただし、同年月日の『日本紀略』には、「東宮において、去月賭弓勝負の事有り、殿上小童舞人となす」とあることから、「小舎人」源敏相は「殿上小童」であり、名前を持つていたことが判明する。

(13) 藤原忠平

寛平元年の史料で童舞を舞つたもう一人の人物に藤原忠平があり、十歳で童舞納曾利を舞つてゐる。しかも、宇多天皇日記の記載からして十歳すでに忠平という名前を持つていたことが確実に判明する。当時父基経は、関白太政大臣従一位である。

以上が、九世紀の史料で、人名や具体的な内容がわかる王権に近侍し、何らかの任務を果たしていた元服前の童である。ほかにも、例えば菅原道真が、十一歳で詩を詠み、『菅家文草』の巻頭を飾り、十四歳でも秀麗な詩を詠んでいること、父子三代に渡つて幼少より王権周辺に仕えたであろうと推察されることなどからして、童として侍奉していた可能性が高いが、確実な史料が存在しないので省いており、このような例は多い。

では、この人物たちはどのような特徴を持ち、どのようないい格で童のうちから天皇に侍奉していったのであろうか。節を改めで検討することとしたい。

第二節 王権侍奉童の分類

前節で取り上げた人物たちが元服以前に侍奉した天皇（太上天皇時代も含む）ごとに分類すると、次のように

なる。

桓武天皇

①菅原清公（実際の侍奉は東宮）

嵯峨天皇

③菅原是善

⑤橘貞根

⑥高橋文室麻呂

仁明天皇

②橘岑繼

④紀有常

⑦藤原有貞

⑧藤原

基経

⑨橘広相

清和太上天皇

⑩藤原時平

宇多天皇

⑪平時望

⑫源敏相

⑬藤原忠平

前述のように、たまたま薨伝などに遺つた場合に人物

が特定できるのであり、史料がないことはけつして他の侍奉児童の存在を否定するものではない。また、藤原時平が八歳で舞つた時、清和はすでに太上天皇であつた。ゆえに、時平が清和天皇に侍奉していたのではない。しかし、清和天皇時代、幼少児童が天皇に侍奉していなかつたわけではない。天皇に近侍し、任務を果たす児童が恒常に存在した史料が存在する。貞觀五年（八六三）五月二十日、神泉苑において御靈会(22)が行わられたが、

帝に近侍の児童及び良家の稚子をもつて、舞人となす（『三代実録』）。

とあり、童舞を舞つたのは、帝に近侍の児童と、近侍してはいないが良家の子どもたちであつた。當時清和天皇は十四歳であり、元服するのは翌年であるから、幼帝ゆ

えの児童近侍の可能性もある。しかし、貞觀十八年（八

七六）七月十四日の次の記事では、成人天皇に近侍していた児童たちがきわめてはつきりと確認できる。

去年十月、勅して、散位大藏善行を喚び、藏人所に侍し、御書を校定し、兼て願氏家訓を以て、帝の左右の

年少及び禁中事を好む者を教えしむ。（『三代実録』）

ここにはすでに成人の帝の左右に近侍していた年少の姿が見られるのである。

このように清和天皇の時代も、多くの天皇侍奉児童が存在したにも関わらず、侍奉名前が特定できないのは、六国史の編纂終了による薨伝の終焉と関係すると思われるが、清和天皇以降には、帝近侍の児童が少なからず存在していたことを指摘しておきたい。

さて、ここでは第一節で抽出した帝近侍児童の特徴を検討しておきたい。まず、第一点は、天皇の外戚に連なる児童たちが日常的に出入りし、侍奉していた点である。橘岑繼は、仁明天皇の従兄弟であり、仁明の東宮時代から近侍していたのである。父氏公は、仁明即位後天皇の外舅として急に転昇し勢力を持つようになるが、叙爵したのは弘仁六年（八一五）三十三歳の時であり、岑繼幼少期はこの前後であった。また祖父橘清友は、正五位

下内舎人のままで卒しており、贈従三位となるのは橘嘉智子が皇后となつた弘仁六年であつた。⁽²⁵⁾ 紀有常も仁明天皇とは赤更衣種子を通じて関連を持つが、父名虎は威勢

た故に侍奉する事になつたのであるが、ただし、父や祖父は必ずしも高位ではなかつた。延暦四年十二月二十三日には次のような記事が見える。

をふるつていても散位従四位下で卒している。ただ、祖父勝長は従三位中納言で薨じており⁽²⁷⁾蔭孫ではあつた。橘

(『統日本紀』)

守従五位下でしかなかつたが、仁明の外戚であるゆえ、「才学ない」身でありながら幼年より侍奉し、二十五歳で叙爵している。前述のように、九世紀において十代の叙爵は数例しかないのであり、二十代半ばの叙爵も大変優遇された事になる。藤原有貞も仁明寵姫の兄弟であり、破格の叙爵に預かつた事は前述した。ただ、父三守は承和五年（八三八）には右大臣になつており、外戚であり公卿層の息子という立場も大いに影響したことであろう。

第二点は、文人の子どもが多い点である。菅原清公は桓武天皇の詔によつて十五歳の時、東宮の奉試になり、息子是善は、十一歳の時嵯峨天皇に近侍しており、父子で元服以前に天皇に侍奉している。また、橘公相は九歳で、平時望は十二歳で、それぞれ天皇の前で詩を賦して

この時、清公も衣糧を支給されているが、清公が東宮の奉試になつた延暦三年に、父古人が生存していたかどうかは不明であるが、いずれにしても従五位下という低位で没しており、高位貴族の子弟ではけつしてなかつたのである。是善が弘仁年間十一歳で殿上に徵された時、父清公は従四位下であり、父古人は故人であつた。橘広相の父峯範は若狭守従五位下、祖父真材は従五位上で没しているから、この父や祖父も高位ではなかつた。ただ、仁和四年に詩を作つた「小童時望」の父惟範は時に従四位下であり、祖父は故大納言正三位高棟王だつた。⁽²⁸⁾しかし、桓武から仁明にかけての天皇に近侍する童は父や祖父の官位はさほど重視されていない点は指摘できると思われる。

名高い人物であり、息子たちも「聰明の聞こえ」があつ
いる。これら文人の父や祖父たちも当時から儒者として

第三点として指摘されるのは、高橋文室麻呂のような芸能を主とする人物が天皇に近侍している点である。

もつとも、文室麻呂の父は、備前掾正五位上彦公で嵯峨天皇には五経を読むを以て近侍していた人物で、文人の息子といった方が適切であるが、ただ九歳で仕えてから天皇が鼓琴を教授しているところからして芸能的要素で近侍した可能性が推察されるのである。また、この場合でも父の官位は高くなかったことが見て取れる。

第四点として、後期の藤原基經・時平は、ともに公卿の息子だった点である。基經が童で近侍した時、父長良は従四位上、参議(32)だった。時平の時は、史料にあつたようすに父基經は右大臣だった。この二例は父が参議以上であるが九世紀後期であり、全般的に、量的には多くない。

以上、九世紀、とりわけ桓武・嵯峨・仁明朝において帝に近侍する童は、父が公卿層の場合であるよりも、天皇の外戚や文人の子どもなど、必ずしも高位高官の貴族子弟ではなかつたことがうかがえた。先の貞觀五年の帝近侍の児童もこのような子どもたちだったのであろう。

三節 童殿上の成立

九世紀には、外戚や文人等の子息たちが、「帝近侍」児童として多く存在し、外戚の子息たちは特別な恩恵を受け、早く叙爵に預かる事をみた。では、童殿上がその

呼称も含めて成立する時期は何時であろうか。この節では、童殿上の成立と、呼称の成立を確定する事にしたい。

まず、「童殿上」の初期の史料であるが、年代が確定しているのは、昌泰元年(33)（八九八）十月十日、宇多上皇が遊獵に出かけた『紀家集』記事である。参列者の衣装などを詳述している中に、「殿上童」一人、各浅紫地摺衣を着す」とある。同日の競狩を記載している『扶桑略記』では、「小童三人」となつてゐるので、「殿上童」は「小童」であり、三人従つた事がわかる。これは後述の『寛平遺誠』後であり、ここでは確實に「殿上童」の呼称が成立している事がうかがえる。

それ以前に「童殿上」あるいは「殿上童」の言葉が見えるのは、仁和四（八八八）年から寛平三（八九二）年の間に行われたとされている、内裏菊合である。（なお、童で殿上を許された者を喚ぶ場合「殿上童」といい、制度や儀式や許可の際には「童殿上」と称するものと思われるが、本稿では史料に即して使用する事とする。）

左方。占手の菊は、殿上童小立君を女につくりて、花に面かくさせて持たせたり。（中略）、右方。これも殿上童藤原の繁時阿波守弘蔭が息、かくて菊ども生ほすべき洲浜をいと大きにつくりて一つに植えたれば（後

(34)
略)

内裏での菊合に「殿上童」が奉仕しており、左方の「小立君」は女装して従っている。右方の藤原繁時は、人名が比定できる殿上童である。九世紀末には、すでに歌合に大切な役割を果たしていたことがうかがえ、また「殿上童」は童でありながら成人名を持つていたこともうかがえる。

九世紀において、「殿上童」の用語が明確にあらわれるのは、この一例である。では、この時期より以前に「童殿上」「殿上童」は遡れないものであろうか。「殿上童」ではないが、それと同じ児童たちを指すと思われる者に、「小童」「小舍人」「殿上小童」がある。第一節でも取り上げた、寛平元年（八八九）四月十九日、殿上賭弓の負態の宴で童舞を舞つた源敏相と藤原忠平は、『宇多日記』には次のように記述されている。

小舎人源敏相舞。骨可称。仍賜之禄。又太政大臣息忠平齡始十歲。為納曾利舞。騰躍迅速。節不錯違。又賜祿云々⁽³⁵⁾

宇多天皇は、源敏相を「小舎人」と呼んでいる。これに対し、『日本紀略』同日条では、「於東宮有去月賭弓勝負之事、命殿上小童為舞人」となつており、「小舎人」が

「殿上小童」となつてゐるから、「小舎人＝殿上小童」ということができる。いっぽう、九世紀中頃から、内裏の宴や儀式で童舞が行われはじめ⁽³⁶⁾、元慶二年（八七八）十一月十一日、清和太上天皇が親王・公卿・五位以上を集め宴を行つた際にも童舞が舞われたが、その記事は以下のようになつてゐる。

雅楽學樂□令太上天皇童親王舞、右大臣藤原朝臣男兒一人預（『三代実録』）

当時の右大臣は藤原基經であり、年齢からして男児は時平のことであるが⁽³⁷⁾、ここでは、名前が記載されておらず、小舎人や殿上童との名称もない。序章でも述べたように、十世紀以降は童殿上が許可されると成人名に改名されるから童でも成人名が登録され、公的文書にはその名が記される事が多い⁽³⁸⁾。とすると、ここで殿上童、小舎人、小童等の名称が記載されていないことと、成人名が記されていない事は、対応している事になる。たしかに、寛平二年童舞を舞つた源敏相も藤原忠平も童でありながら、成人名を持っていたことは、同時代史料としての日記に記されている事から確実にいえる。このことから、陽成朝では童殿上が未成立であるのに、仁和以降すなわち宇多朝において成立していた事が推察されるのである。

ところで、十世紀において殿上童が恒常的に参加する

儀式に四月の灌仏会があるが、内裏清涼殿で王卿が參集し、最後に布施が僧に施される事になつてゐる。⁽³⁹⁾ その布施について、『九条年中行事』は、次の規定になつてゐる。

奉布施錢法

親王并大臣五百文（割註略）大納言四百文、中納言三百文、散三位并參議二百文、四位百五十文、五位百文、

六位（今定七十文）、并小舎人五十文、寛平八年四月八日定法也。（以下略）⁽⁴⁰⁾

六位の後に「小舎人」が見える。この小舎人は、行事次第を記載した箇所には、「女房これを灌ぐ、（但殿上小舎人不灌。而去寛平年中、小舎人依仰、男房之後、女房之前、灌仏之）」とあるから、小舎人は「殿上小舎人」とも呼ばれており、天皇の近臣・近習によつて行われる灌仏会に参加できる童たちだつたこと、寛平八年の布施錢を決める以前の寛平年間にはすでに参列出来ていたこと、六位と同じ処遇だつたこと等が知られる。では、この殿上小舎人が、灌仏会に参加する事ができるようになつたのは何時であろうか。

貞觀元年（八五九）四月八日、この時に布施錢を施す

事が決められた。

天子於内殿灌仏、親王公卿及殿上六位以上各奉嚙錢多少有差、他皆倣此（『三代実録』）

この時には、小舎人も殿上小舎人も、童も記載がない。

六国史では、これ以外参列者が詳細にわかる記事はないので確定はできないが、寛平年中に小舎人が灌ぐ事が許可されたことからして、寛平以降参加するようになつた可能性が高いと考へてよいであろう。

さらに、『新儀式』卷四、天皇元服には、天皇の元服の際に一緒に元服を遂げ、内裏に参入し天皇に拝謁できる者たちが規定されている。

又勸学院藤氏児童高四尺五寸已上者十余人加冠参入引見御殿前庭（割註略）、又越親王加冠叙品（割註略）、又殿上小舎人等同有加冠者（承平。有加冠者三四許人是也）⁽⁴¹⁾

この殿上小舎人は、『西宮記』臨時七天皇元服では、「殿上童於便所加元服召御前給祿」⁽⁴²⁾とあり、「殿上童」となつてゐる。『新儀式』の承平とは、承平七年（九三七）年正月四日に行われた朱雀天皇の元服儀である。『北山抄』四天皇御元服儀が引く『承平記』では、

入夜召御前、給祿有差（公卿息二人御衣、共外黄食一
條⁽⁴⁵⁾）と「殿上童子」となつており、承平頃には「殿上
童子」とも呼ばれていた。とすると、九世紀の末から殿
上童の文言が見える事から勘案して、天皇元服儀に見え
る殿上童^{II}殿上小舎人としてよいであろう。

では、天皇元服後、同日内裏の便所で元服がなされ、
天皇の御前に参入し、祿を賜与される殿上童たちの元服
は何時まで遡れるのだろうか。天皇元服は幼帝清和に始
まるが、貞觀六年（八六四）正月一日、天皇と同日加冠
され、「内殿に引見」されたのは勸学院児童十三人だけ
であり、「殿上童」の言葉はない。⁽⁴⁶⁾ 次は、元慶五年（八
八二）十二月十一日の陽成天皇元服であるが、この時は
弟の貞保親王と勸学院藤原氏十余人であり、ここにも
「殿上童」あるいはそれに代わる文言は見られない。⁽⁴⁷⁾ 次
の天皇元服は先述の朱雀天皇であるが、殿上童子の元服
史料が見えるのである。すなわち、九世紀には天皇元服
に同伴できるのは勸学院の子弟のみであり、殿上童はい
なかつたのである。

十世紀においては勸学院の子どもたちの加冠は、内藏
寮穀倉院から布錢が祿として与えられるが、加冠そのも
のは私邸において行われる。それに対し、殿上童の場合

は、禁中の便所において加冠儀が行われるという相違が
あり、⁽⁴⁸⁾ 殿上童が特權的要素を持つていたことがわかるの
であり、勸学院児童たちと殿上童は明確に相違する概念
である。

先述の灌仏会における殿上小舎人（殿上童）が存在し
ないこともとも勘案すると、清和、陽成とともに殿上童の名
称も制度も、特權も成立していなかつたとしてよからう。
清和期には、「帝近侍児童」（『三代実録』貞觀十八年五
月二十日条）「帝左右年少」（『三代実録』貞觀十八年七
月十四日条）と天皇に近侍・近習する児童たちが恒常的
に存在した事がうかがえたが、その児童たちには、「殿
上童」という名称も、灌仏会に参加し、天皇元服と同日
元服、拝謁という特權なども決定していなかつたといえ
よう。

以上、殿上童成立時期を確定する関連史料を検討して
きたが、元慶二年頃は未成立らしいが、宇多天皇の仁和
四年から寛平三年までには確實に成立しており、殿上童、
殿上小舎人、殿上小童、小舎人等、様々な名称で呼ばれ
ていたことが明らかになつた。

仁和四年、童殿上と関連する政策として注目されるの
は、十一月二十七日の藏人所の機構整備である。⁽⁴⁹⁾ この時

従来の蔵人八人を位階によつて五位蔵人一人、六位蔵人六人に分けてい⁽⁵⁰⁾る。すなわち無位では蔵人になれなくなつたのである。従来「蔭孫無位」で蔵人になつた者たちはどうなつたのか。これに対し、渡辺直彦氏は、「従来「蔭孫無位」で蔵人に補せられた公卿の子息（例えば藤原基経・同常行など）は、寛平以降にあつては、蔵人八人の枠外にいわゆる「童殿上」として昇殿を聽され、ここに蔵人を位階によつて分け、「五位蔵人」「六位蔵人」という、すつきりした体制に整備したものではないか⁽⁵¹⁾とされ、これが『寛平遺誠』に繼承されるとしている。たしかに、仁和四年の蔵人機構改革時期前後に、童殿上が成立したことは、従前の用語検討からして、首肯されるところである。しかし、かつての「蔭孫無位」が「童殿上」になつたとする点に付いては従えない。まずこの点の検討をおこないたい

仁和四年以前の「蔭孫無位」は、市川久編『蔵人補任』（続群書類従完成会）によれば、

承和十二年「無位源舒 〔十八 正月、日補〕」

仁寿二年「無位藤原基経 〔十七 正月、日補、蔭孫〕」

仁寿三年「無位藤原常行 〔十八 正月、日補〕」

の三人である。まず三人とも十七歳以上であり、元服後の

である事が推察される。元服事例がわかるのは、基経だけであるが、基経は十六歳で東宮で元服している。⁽⁵²⁾源舒も、常行も元服年は不明であるが、当時の貴族層の元服年齢からして十六歳以下での元服として良いと思われるから、三人とも童では無く、元服後の成人である。⁽⁵³⁾ところが、後述するように十世紀以降に史料が明確になる童殿上許可年齢は元服以前の童であり、成人後も童殿上あるいは殿上童と呼ばれている史料は管見の限りでは無い。残念ながら宇多朝にみえる殿上童と考えられる藤原繁時も源敏相も生没年は不明であるが、寛平二年に童舞をした忠平は十歳だった。また、童と付く以上、元服以前の児童だつたと推察される。

さらに、寛平年間から殿上童は元服するとそのままで昇殿できることが判明する。⁽⁵⁴⁾『西宮記』殿上人事は、『寛平遺誠』と推断されているが、以下のような部分がある。

其四位・五位・六位加新階叙改朝服色者、自内官遷外官者、自無官預有官者、自小童為冠者例、除日給後宣旨、其去留之間、必選要否すなわち、四位や五位六位の者が新たに昇叙されたとき、内官から外官に遷つた者、小童が冠者に成つた時等は、

後に宣旨を給い、去留の要否を必ず選ばなければならぬのである。小童つまり殿上童は、冠者つまり元服した時には、去留が問題にされるのであり、そのまま殿上童として昇殿を許されないのである。仁和四年の段階で、六位が五位に、五位が四位に加階された時には留まれないのが原則であつたから、殿上童の規定も仁和四年の段階で成立していたとしても矛盾しない。

私見では、仁和四年の藏人所機構改革前後において、従来から「帝近侍児童」、「帝左右年少」等として存在した児童の人数や任命次第を決定して制度化したのではないかと推察する。こう考えれば、仁和四年以降、殿上童や殿上小舎人などの天皇側近の童たちが儀式などに参列している背景や成人名を保持し、記載される背景が理解できるからである。『西宮記』殿上人事所引『寛平遺誠』には、童に関して以下のように規定されている。

殿上侍臣、親王を除く公卿、一世源氏及び外国受領吏等御簡に付す数三十人（童子十人）

「童子」は、後段には「小童」ともあり、「殿上小童」⁵⁵「殿上童」⁵⁶であるから、宇多天皇時代に規定されたことが確実な殿上童の人数十人も、仁和四年段階で決定していた可能性も考えられよう。いずれにしても、仁和四年の藏

人機構改革前後で、童殿上が成立したのはほぼ確定的と思う。

では、この殿上童成立の意義と背景にはどのような要因が考えられるだろうか。宇多朝には、殿上の間が成立し、日給簡が設けられ、殿上人という用語が成立した。⁵⁷

昇殿制は、王朝国家宫廷社会における天皇への人格的身分的臣従関係にもとづく直接的奉仕集団の形成を示すものであり、公卿、殿上人という特權貴族が創設されたことでもあつた。この貴族制的な体制は、藏人や八省からまず門地の低い文人達の締め出しが徐々に進行し、ついには文人の左遷事件まで引き起こされ達成されたのである。⁵⁸

嵯峨・淳和・仁明時代は、天皇の権威が高揚し、唐風の移植と文章経国の風が重んじられ、才能豊かな中下級貴族官人、とりわけ文人が活躍した。故にこそ、幼少から囁きられた文人層の子ども達が天皇の近辺に侍奉しており、天皇の意志によつて成人後の昇進に様々な配慮がなされていたのである。しかし、承和の変を境に、中級文人系貴族や中級能吏官人の衰退が始まると、このような童たちが文人達の排除と同時に排斥されたのである。⁵⁹ 基經から以降、九世紀後半の天皇近侍児童に公卿層の子

弟が多くなるのも、軌を一にしていよう。それがより徹底したのが宇多朝であり、少人数の特権的童殿上制の成立は、まさに天皇側近侍奉童たちの貴族化である。童殿上が許可されると名簿が作成され、名簿奉呈が行われる。まさに、童時代から天皇との人格的身分的臣従関係の確認儀礼がなされるのである。このような童たちは、九世纪の天皇側近の童たちとどの点が相違するのか、次章では十世纪の殿上童たちを具体的に分析することとしたい。

注

- (1) 拙著『家成立史の研究－祖先祭祀・女・子ども』校倉書房、一九九一年
- (2) 弥永貞二「菅原道真の前半生」(『日本人物大系』第一巻古代、朝倉書店、一九六一年)。なお菅原道真については、川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』上三訂上、明治書院、一九七五年参照。菅原道真三代の父祖については、坂本太郎著作集第九巻『聖徳太子と菅原道真』吉川弘文館、一九八九年等を参照。
- (3) 当時史料からして、少年は元服以前の子どもと思われる。
- (4) 『一代要記』、角田文衛『日本の後宮』学灯社、一九七三年等参照。
- (5) 藤原有貞については、角田文衛『小野小町の実像』(『王朝の映像』東京堂出版、一九七〇年)。西山良平『王

朝都市の王権と『色好み』(『日本史研究』三六四号、一九九二年) 参照。

(6) 『続日本紀』延暦四年十一月二十五日条。父種継は桓武天皇に信任されていたが、同年九月二十三日射殺され、二十四日には、贈正一位左大臣が贈与されている(『続日本紀』同年九月二十三・四日条)。

(7) 緒嗣の元服や初叙については拙稿「元服と家の成立過程」注(1)参照。以下五人の十代叙爵については、加納宏志「9世紀における蔭位制度の実態的考察」(『金城短期大学紀要』六号、一九八二年)

『続日本後紀』承和九年七月五日条繼業薨伝。

『公卿補任』貞觀十四年藤原仲統尻付。

『文德実錄』齊衡元年十月十一日条

『三代実錄』貞觀六年八月三日条貞子薨伝

注(1)参照。

(8) 訓等については保坂弘司「『大鏡』の訓注とその考察」(『大鏡研究序説』講談社、一九七四年) 参照。

(9) 『続日本後紀』承和十一年十月十八日条

(10) 『日本古典文学全集大鏡』(橋健一校注、小学館)では、『大鏡詳解』説を受け、承和十四・五年か、とされている

(11) が、根拠はない。なお基經に関しては、目崎徳衛「藤原基經」(『平安王朝』東京堂出版、一九六五年参照)。

(12) 『大日本史料』第一編之一、寛平二年五月十六日条

(13) (14) これが時平であることは『儀式』『西宮記』などで時平が童殿上と記されていることなどから確定できる。

(15) この点に関しては拙稿注(7)参照。

- (19) 『公卿補任』『一代要記』等の卒年より逆算
- (20) 山下克明「平安時代初期における『東宮』とその所在地」『古代文化』三十三—十二、一九八一年。
- (21) 注(2)坂本太郎著書参照
- (22) 御靈会については、西山良平「御靈信仰論」(『岩波講座日本通史』第五巻、岩波書店、一九九五年)が研究史と問題点を網羅している。
- (23) 清和天皇の元服については、拙著注(1)参照
- (24) 岡崎裕子「橘氏公考」『国史学』八七号、一九七一年。
- (25) 『日本後紀』弘仁六年七月十三日条
- (26) 『続日本後紀』承和十四年六月十六日条
- (27) 『公卿補任』延暦二十五年条
- (28) 『公卿補任』承和六年菅原清公尻付
- (29) 『公卿補任』元慶八年橘広相尻付
- (30) 『公卿補任』延喜二年平惟範尻付
- (31) 『三代実録』貞觀六年二月二日高橋朝臣文室麻呂卒伝
- (32) 『公卿補任』
- (33) 紀長谷雄作『紀家集』については、川口久雄注(2)参考。『紀家集』も『扶桑略紀』も史料は『大日本史料』第一編を使用。
- (34) 萩谷朴『平安朝歌合大成』第一巻、私家本、一九五七年より甲本。開催年代等もこの著書による
- (35) 『増補史料大成歴代宸記』村上天皇御記(当該条は『小野宮年中行事所引』)。
- (36) 童舞については、土谷恵「中世醍醐寺の桜会」(佐藤道子編『中世寺院と法会』所収、宝蔵館、一九九四年)、
- (37) 同「中世寺院の児童と童舞」(『文学』六巻一号、一九九五年)、同「舞楽の中世——童舞の空間——」(五味文彦編『中世の空間を読む』所収、吉川弘文館、一九九五年)、同「舞童・天童と持幡童」(藤原良章・五味文彦編『絵巻に中世を読む』所収、吉川弘文館、一九九五年)等中世の童舞に関して精力的な研究がなされているが、成立期についてはさほど研究がない。別稿で検討する予定である。
- (38) 基經の息子で時平は貞觀十三年(八七一)生まれで八歳、同母弟仲平は貞觀十七年(八七五)生まれで四歳、異母弟兼平も仲平と同年誕生で四歳であり、時平と推察される。
- (39) 山中裕『平安朝の年中行事』(塙書房、一九七二年)参照
- (40) 『群書類従』卷八十三、『九条年中行事』註(4)
- (41) 『群書類従』卷八十三、『九条年中行事』註(4)
- (42) 古瀬奈津子「昇殿制の成立」(『日本古代の政治と文化』吉川弘文館、一九八七年)に指摘がある。
- (43) 『群書類従』新儀式天皇元服
- (44) 『神道大系北山抄』
- (45) 『神道大系西宮記』
- (46) 『三代実録』貞觀六年正月一日条
- (47) 『三代実録』元慶五年十二月十一日条
- (48) 『新儀式』『西宮記』『北山抄』等の天皇元服条

(49) 渡辺直彦「藏人所の研究」『日本古代官位制度の基礎的研究』吉川弘文館、一九七二年。

(50) 『職事補任』宇多院、五位藏人分註

(51) 前掲注(49)渡辺直彦著書四四八頁

(52) 『公卿補任』貞觀六年基經尻付には「家伝云。年十八、於東宮内寢殿上加冠天皇覽、生年承和三年丙辰」とあるが、『尊卑分脈』には「仁寿元年於東宮内殿加冠天皇覽」とあり、当時の元服慣行からして仁寿元年十六歳での元服の方が可能性が高い（前掲拙著注(1)参照）。ゆえに十六歳での元服、十七歳での藏人補任となる。

(53) 前掲拙著注(1)参照。なお、元服後の青年をすべて成人と称したかどうかは検討の必要があるが、少なくとも童とは云つていないので、元服後を成人とした。

(54) 所功「寛平御遺誠」の復元』『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年。

(55) 渡辺直彦前掲著書注(49)四四八頁

(56) 『神道大系西宮記』臨時六 殿上人事

(57) 古瀬注(42)論文。

(58) 今正秀「王朝國家宫廷社会の編成原理」『歴史学研究』六六五号、一九九四年。

(59) 弥永貞二「仁和二年の内宴」（『日本古代史論集』下巻、吉川弘文館、一九六二年）、同「菅原道真の前半生」注(2)。

(60) 玉井力「承和の変について」『歴史学研究』二八六号、一九六四年。